

貝塚市環境保全条例（昭和52年条例第6号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（公共の場所の清潔保持__）</p> <p>第17条 何人も、道路、公園、広場、河川、水路、港湾その他公共の場所（以下「公共の場所」という。）<u>の清潔を保持することに努めなければならない</u></p> <hr/> <p>（印刷物等配布者の清掃義務）</p> <p>第18条 <u>公共の場所において、宣伝物、印刷物その他の物（以下「宣伝物等」という。）を配布し、又は配布させた者は、宣伝物等が散乱した場合には、速やかに清掃し、これを除去しなければならない。</u></p>	<p>（公共の場所の清潔保持等）</p> <p>第17条 何人も、道路、公園、広場、河川、水路、港湾その他公共の場所（以下「公共の場所」という。）<u>において、所定の場所以外にプラスチックごみ、紙くず、吸い殻、空き缶、空き瓶その他これらに類するものを捨て、又は放置してはならない。</u></p> <p><u>2 公共の場所において、宣伝物、印刷物その他の物（以下「宣伝物等」という。）を配布し、又は配布させた者は、宣伝物等が散乱した場合には、速やかに清掃し、これを除去しなければならない。</u></p> <p><u>3 公共の場所において、はと、からすその他の動物に餌を与えた者は、当該与えた行為により、公共の場所に餌若しくは動物のふん尿その他の汚物、毛若しくは羽毛が散乱し、又はふん尿その他の汚物による臭気が発散しないよう、清掃を行う等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>4 公共の場所において、飼犬を連れている者は、飼犬のふんの放置をしてはならない。</u></p> <p>（容器飲料販売事業者の責務）</p> <p>第18条 <u>容器飲料を販売する事業者は、その販売する場所に回収容器を設置するよう努めるとともに、これを適正に管理するよう努めなければならない。</u></p>

(土地等の管理及び清潔の保持等)

第23条 (略)

(日照障害の防止)

第24条 (略)

(放送電波受信障害の防止)

第25条 (略)

(土壌等の汚染防止)

第26条 (略)

(調査、指導等)

第27条 (略)

(勧告)

第28条 (略)

(委任)

第29条 (略)

(迷惑な喫煙の防止)

第23条 何人も、公共の場所において喫煙をするときは、他人の迷惑にならないよう努めなければならない。

(土地等の管理及び清潔の保持等)

第24条 (略)

(日照障害の防止)

第25条 (略)

(放送電波受信障害の防止)

第26条 (略)

(土壌等の汚染防止)

第27条 (略)

(調査、指導等)

第28条 (略)

(勧告)

第29条 (略)

(委任)

第30条 (略)

附 則 (令和2年 月 条例第 号改正)

この条例は、令和2年10月1日から施行する。